



山形県公報

平成25年10月29日（火）
第2491号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 昭和48年10月県告示第1473号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（みどり自然課）…1161
- 昭和58年10月県告示第1515号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…同
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（同）…1162
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（同）…1163
- 鳥獣保護区特別保護地区の再指定……………（同）…1165
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（農村整備課）…1166
- 建設業の許可の取消し……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…1167
- 県道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1168
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…同

告 示

山形県告示第972号

昭和48年10月県告示第1473号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。
平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

第3項中「平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」を「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」に改める。

第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

千眼寺裏鳥獣保護区は、最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所となっている。

このため、当該地域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

山形県告示第973号

昭和58年10月県告示第1515号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。
平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」を「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ多様な鳥獣が生息している。

また、地域内にはボランティアによる自然解説や自然体験イベントの実施等を通じ、森林鳥獣とのふれあい、森林生態系の学習を通じて自然の重要性を理解する場として山形県立自然博物館が設置されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」を「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大頭森山鳥獣保護区は、700メートルから1,000メートル級の山々が連なる朝日連峰の東側に位置している。植生の大部分は、ブナ・ミズナラ群落を中心とした広葉樹林で、区域内には月布川が流れ、ニホンリスなどの小型獣類をはじめ、多様な鳥獣の生息に良好な環境となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」を「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

温海岳鳥獣保護区は、庄内海浜県立自然公園の区域で、スギ植林、ミズナラ群落の植生であり、良好な環境が残っている。このような環境からハヤブサ等の猛禽類が生息し、さらにトウホクノウサギ、ニホンリスなどの小動物やツキノワグマなどの大型獣類が生息する地域である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第974号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 馬見ヶ崎白川特定猟具使用禁止区域（山形市）
 - (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 つるみ石沼特定猟具使用禁止区域（上山市）
 - (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 生居川ダム特定猟具使用禁止区域（上山市）
 - (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 舟場特定猟具使用禁止区域（長井市）
 - (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 - (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 内原特定猟具使用禁止区域（南陽市）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 深山特定猟具使用禁止区域（西置賜郡白鷹町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 十里塚特定猟具使用禁止区域（酒田市）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 酒田特定猟具使用禁止区域（酒田市及び飽海郡遊佐町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 狩川特定猟具使用禁止区域（東田川郡庄内町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 月光川特定猟具使用禁止区域（飽海郡遊佐町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 横根山特定猟具使用禁止区域（酒田市及び東田川郡庄内町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第975号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 大頭森山鳥獣保護区（西村山郡大江町）
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
 (3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
 (4) 保護に関する指針
 イ 鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 ロ 鳥獣保護区の指定目的

大頭森山鳥獣保護区は、700メートルから1,000メートル級の山々が連なる朝日連峰の東側に位置している。植生の大部分は、ブナ・ミズナラ群落を中心とした広葉樹林で、区域内には月布川が流れ、ニホンリスなどの小型獣類をはじめ、多様な鳥獣の生息に良好な環境となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 2 (1) 名称 千眼寺裏鳥獣保護区（米沢市）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

千眼寺裏鳥獣保護区は、最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所となっている。

このため、当該地域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

- 3 (1) 名称 温海岳鳥獣保護区（鶴岡市）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

温海岳鳥獣保護区は、庄内海浜県立自然公園の区域で、スギ植林、ミズナラ群落の植生であり、良好な環境が残っている。

このような環境からハヤブサ等の猛禽類が生息し、さらにトウホクノウサギ、ニホンリスなどの小動物やツキノワグマなどの大型獣類が生息する地域である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 4 (1) 名称 月山鳥獣保護区（西村山郡西川町）
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ多様な鳥獣が生息している。

また、地域内にはボランティアによる自然解説や自然体験イベントの実施等を通じ、森林鳥獣とのふれあい、森林生態系の学習を通して自然の重要性を理解する場として山形県立自然博物館が設置されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第976号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、月山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 月山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的

月山鳥獣保護区域は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ等の原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。

このため、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

山形県告示第977号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地
寒河江市字中河原222番地の2
- 3 認可年月日
平成25年10月21日
- 4 その他
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日
平成25年10月17日
- 4 その他
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第979号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市下条町一・四丁目、肴町、錦町
- 2 公共測量を実施する期間
平成25年10月20日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（登記所備付地図作成基準点設置作業及び細部測量）

山形県告示第980号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日
平成25年10月23日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 株式会社新光住設産業
 - (2) 主たる営業所の所在地 米沢市中田町1825番地の5
 - (3) 代表者の氏名 星 守
 - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-21）第500329号
- 3 処分の原因となった事実
株式会社新光住設産業の役員が刑法（明治40年法律第45号）第204条の規定により懲役1年6月の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

山形県告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市窪田町小瀬字大明神578番4から 同 字石畑402番13まで	旧	54.0メートル } 25.0	メートル 306
同 上	新	44.8メートル } 17.5	同 上
同 上		56.0メートル } 7.6	メートル 440

山形県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 121号
 - 2 供用開始の区間 米沢市窪田町小瀬字大明神578番4から
同 字石畑402番13まで
 - 3 供用開始の期日 平成25年10月30日
-

山形県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
 - 2 供用開始の区間 鶴岡市大針字仲村36番1から
同 壱番割111番まで
 - 3 供用開始の期日 平成25年10月31日
-

山形県告示第984号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町地域
 - 2 公共測量を実施する期間
平成25年10月10日から同年12月20日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第985号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市内
 - 2 公共測量を実施する期間
平成25年11月1日から平成26年3月31日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量業務）
-

山形県告示第986号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市相生町から米沢市大字花沢地域
- 2 公共測量を実施する期間
平成25年10月15日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）

山形県告示第987号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成25年10月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成25年10月18日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
柴橋利美 第6041号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。